

元文科高第 1112 号
障発 0306 第 3 号
令和 2 年 3 月 6 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長
国公立大学長
関係団体の長
地方厚生（支）局長

殿

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局 長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
（ 公 印 省 略 ）

精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について

「精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 2 年厚生労働省令第 28 号）、
「精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令」（令和 2 年
文部科学省・厚生労働省令第 2 号）及び「精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉
士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科
目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業等
の一部を改正する告示」（令和 2 年厚生労働省告示第 66 号）（以下「精神保健福祉士法施行規
則等の一部を改正する省令等」という。）については、本日付けで別紙のとおり公布及び告
示されたところです。

これらの省令及び告示の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを十分御了
知の上、関係機関に対し周知を行っていただくとともに、円滑な施行について特段のご配慮
をお願いいたします。

記

1. 改正の趣旨

精神保健福祉士を取り巻く環境の変化に伴い、精神保健福祉士が果たす役割は、精神障

害者に対する援助のみならず、精神障害等によって日常生活又は社会生活に支援を必要とする者や精神保健（メンタルヘルス）の課題を抱える者への援助へと拡大しており、これに伴い精神保健福祉士の配置・就労状況も、医療、福祉、保健分野から、教育、司法、産業・労働分野へ拡大している。

これを受け、今般、拡大する役割に的確に対応できる精神保健福祉士を養成するため、「精神保健福祉士の養成の在り方に関する検討会」において令和元年6月28日にとりまとめられた内容に基づき、精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令等において、精神保健福祉士試験の科目の変更、精神保健福祉士の養成課程における教育内容の見直し等を行う。

また、女性のキャリア継続において、結婚や離婚に際しても継続して旧姓を使用できることが重要であり、女性活躍推進の観点から、「規制改革推進に関する第5次答申」（令和元年6月6日規制改革推進会議決定）において、保育士、介護福祉士等の国家資格について今年度中に旧姓の使用を可能とすることとされたことを踏まえ、精神保健福祉士においても、旧姓の使用を可能とするため、登録申請書の様式改正を行う。

さらに、「行政手続部会取りまとめ」（平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定）において、「各府省は、「行政手続簡素化の3原則」及び「行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項」を踏まえ、削減目標達成のための計画を策定し、行政手続コストの削減に向けた取組を進める。」とされたことから、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第2号及び第3号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等（以下「精神保健福祉士養成施設等」という。）の指定の申請手続について、指定を受けようとする設置者が提出する書類の記載事項を削減する等、コスト削減を行うための所要の改正を行う。

2. 改正の内容

（1）精神保健福祉士養成施設等のカリキュラムの見直し

- ① 精神保健福祉士養成施設等の各種養成課程における教育内容について、「精神保健福祉士の養成の在り方に関する検討会」において取りまとめられた内容を踏まえ、科目名及び時間数の見直しを行う（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成10年厚生省令第12号。以下「指定規則」という。）別表第1及び別表第3関係）。
- ② ①による科目の再編成により、社会福祉士養成課程との共通科目となった「ソーシャルワーク演習」の教員要件について、社会福祉士養成課程における同科目の教員要件を追加して共通化を行う（指定規則第5条第1号ト関係）。
- ③ 実習科目の実施に際しての要件について、従前通知において規定していた事項の一部を省令に規定し直す改正を行う（指定規則別表第1及び別表第3備考関係）。

（2）大学における精神保健福祉士養成カリキュラムの見直し

- ① 法第7条第1号及び第2号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する指定科目及び基礎科目について、「精神保健福祉士の養成の在り方に関する検討会」において取りまとめられた内容を踏まえ、科目名及び時間数の見直しを行う（精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「科目省令」という。）第1条及び第2条関係）。
- ② ①による科目の再編成により、社会福祉士養成課程との共通科目となった「ソーシャルワーク演習」の教員要件について、社会福祉士養成課程における同科目の教員要件を追加して共通化を行う（科目省令第1条第3項関係）。
- ③ 実習科目の実施に際しての要件について、従前通知において規定していた事項の一部を省令に規定し直す改正を行う（科目省令第1条第2項第4号、第8項、第11項関係）。

(3) カリキュラム見直しに伴う精神保健福祉士試験の科目の変更（精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第5条及び第6条関係）

(1) ①及び(2) ①による科目の再編成に伴い、施行規則第5条に定める精神保健福祉士試験の科目及び施行規則第6条に定める社会福祉士であって精神保健福祉士試験を受けようとする者が申請により受験を免除することができる科目を改正する。

(4) 精神保健福祉士登録証への旧姓の併記（施行規則様式第2関係）

精神保健福祉士登録証に記載される氏名に旧姓を併記することが可能となるよう、精神保健福祉士の登録申請様式に旧姓欄及び旧姓併記の希望欄を設ける。

(5) 精神保健福祉士養成施設等の指定の申請及び変更の申請手続並びに大学等の実習演習科目の確認及び変更の手続において精神保健福祉士養成施設等又は大学等が提出する書類の記載事項の削減等（指定規則第3条及び第4条並びに科目省令第3条及び第4条関係）

① 行政手続にかかるコスト削減のため、指定規則第3条及び第4条に規定する精神保健福祉士養成施設等の指定の申請及び変更の申請手続並びに科目省令第3条及び第4条に規定する大学等の実習演習科目の確認及び変更の手続において、精神保健福祉士養成施設等又は大学等が提出する書類の記載事項の削減を行う。

② 指定規則第4条及び科目省令第4条に規定する変更の届出に係る期間の変更を行う。

(6) 施行規則第2条に規定する実務経験並びに指定規則第3条第1項第10号及び科目省令第1条第8項に規定する施設及び事業の範囲の変更（施行規則第2条及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に

基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（平成 10 年厚生省告示第 10 号。以下「実習施設等告示」という。）関係）

① 施行規則第 2 条に規定する精神保健福祉士の受験資格に係る実務経験として認められる施設の範囲に、以下の施設（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）を追加する。

- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童自立生活援助事業を行う施設
- ・ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する地域包括支援センター
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する基幹相談支援センター

② 実習施設等告示に規定する精神保健福祉士の養成課程における実習科目において利用することとされる施設又は事業の範囲について、施行規則第 2 条における実務経験の範囲として認められる施設を追加する等、所要の改正を行う。

(7) その他

様式の変更に係る経過措置等を含め、(1) から (6) までの改正に伴う所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日等

(1) 2 の (1) 関係

施行日：令和 2 年 3 月 6 日（公布日施行）

適用日：

精神保健福祉士養成施設等のうち、

修業年限が 3 年を超えるもの 令和 3 年 4 月 1 日

修業年限が 2 年を超え 3 年以下のもの 令和 4 年 4 月 1 日

修業年限が 1 年を超え 2 年以下のもの 令和 5 年 4 月 1 日

修業年限が 1 年以下のもの 令和 6 年 4 月 1 日

(2) 2 の (4) 及び (5) 関係

施行日：令和 2 年 3 月 6 日（公布日施行）

(3) 2 の (6) 関係

施行日：令和 2 年 4 月 1 日

(4) 2 の (2) 関係

施行日：令和 3 年 4 月 1 日

(5) 2 の (3) 関係

施行日：令和 6 年 4 月 1 日

ただし、2 の (1) の改正の適用日及び 2 の (2) の改正の施行日より前に入学した者

が留年等をした結果、旧カリキュラムの適用を受ける者が新カリキュラムの授業を受ける必要が生じた場合には、精神保健福祉士養成施設等又は大学等において引き続き旧カリキュラムに係る科目を開講する、新科目を旧科目に読み替えるための個別認定を行う等の対応をとるとともに、新カリキュラムに沿った国家試験の実施年度以降については、新カリキュラムのみで実施される授業に関して補講を行うようにするなど、適切な配慮に努めるよう、関係機関に対し周知を図ること。